

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会

開催日時 平成25年7月17日(水)

午前10時～正午

開催場所 男女共同参画センター 5階 研修室AB

会議録詳細

開会宣言

(事務局)

それでは、会議を進めさせていただきます。

現在、当審議会の会長が決まっておりません。そこで、会長が決まるまで、男女共同参画課長 谷内が仮会長を務めさせていただきます。

(仮会長)

それでは、ただ今より平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会を開会いたします。本日は、15名中、14名の委員が出席されており、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第5条第5項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

また、会議は公開することが原則とされており、本日の議題はいずれも非公開情報に該当する事項がないことから、公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一委員了承一

(仮会長)

会議は公開とすることが決定しました。それでは、傍聴人が入室となりますが、現在のところ、傍聴人はおりません。

会長選任

(仮会長)

それでは、はじめに、会長及び副会長の選任でございます。

こちらにつきましては、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第5条第1項において、「審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する」と規定されております。どなたかご意見のある方はいらっしゃいますか。

(小川委員)

会長の選任についてですが、私は、会長には、帝京平成大学教授の小保方先生にお引き受けをいただければと思っております。小保方委員は、前期までの当審議会の副会長を務められ、今回ご退任されました三善会長を支えていらっしゃいました。25年度になりましても、前年度からの継続のものもありますし、今回、当審議会の委員の方々が約半数新しくなっておりますので、そういう意味では、前回までの会議に精通されております小保方委員に新たに会長に就任いただくのがよろしいかと思っておりますので、推薦いたします。

(仮会長)

ご意見が出ましたが、皆様いかがでしょうか。

一委員了承一

(仮会長)

それでは、本審議会の会長は、小保方委員に決定させていただきます。

(事務局)

会長が決まりましたので、小保方委員は会長席に移動をお願いいたします。

(小保方会長)

次に、副会長を決めたいと思います。

副会長につきましては、前会長でした三善会長の後任として審議会委員となっております、田口久美子委員をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

一委員了承一

(小保方会長)

それでは、副会長は田口久美子委員に決定させていただきます。

(事務局)

田口委員は副会長席へ移動をお願いいたします。

それでは、大変恐縮ではございますが、会長及び副会長のご挨拶をお願いいたします。

—会長挨拶—

—副会長挨拶—

(小保方会長) 委員の皆様にも選出区分や職業、新任・再任などを簡単に自己紹介していただきたいと思います。

—各委員自己紹介—

(小保方会長) 皆様、ありがとうございました。これからよろしくをお願いいたします。

諮問 1

(小保方会長) それでは、会議を進めさせていただきます。

「諮問 1 市川市男女共同参画基本計画第 5 次実施計画の策定について」、「諮問 2 第 2 次市川市DV防止実施計画の策定について」を事務局からお願いいたします。

(事務局) まず、「市川市男女共同参画基本計画第 5 次実施計画の策定について」の諮問を行います。笠原総務部長、お願いいたします。

(笠原部長) 2 件ありますので、1 つずつ諮問させていただきたいと思います。

まず、1 点目ですが、市川市男女共同参画社会基本条例第 13 条第 2 項に基づきまして、下記の事項につきまして、貴審議会に諮問します。内容といたしましては、市川市男女共同参画基本計画第 5 次実施計画の策定についてでございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、もう 1 件であります。市川市男女共同参画社会基本条例第 13 条第 2 項に基づきまして、下記の事項につきまして貴審議会に諮問します。内容といたしましては、第 2 次市川市DV防止実施計画の策定についてでございます。ご審議をよろしくをお願いいたします。

(事務局) それでは、笠原総務部長より、ご挨拶を申し上げます。

—部長挨拶—

(事務局) 諮問 1、諮問 2 に関する審議につきましては、次の報告の審議の後に改めてご審議いただきたいと思いますと思っております。事務局からは以上でございます。

報告 1

(小保方会長) 次に、報告 1 「市川市男女共同参画基本計画に基づく第 4 次実施計画の年次報告について」進めたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 市川市男女共同参画基本計画に基づく第 4 次実施計画の年次報告について説明させていただきます。本日の報告は、市川市男女共同参画社会基本条例第 9 条において、本計画に基づく施策の実施状況については、本審議会に報告し、公表することが規定されておりますことから、ご報告をさせていただくものでございます。この実施計画は平成 20 年に策定した市川市男女共同参画基本計画に基づく 8 の主要課題と 24 の個別課題、78 の施策に体系化されており、87 の進行管理事業で構成されています。

本日は平成 24 年度の報告をさせていただきます。第 4 次実施計画は平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間の計画でございますので、今回は中間年度の年次報告となります。

第4次実施計画の報告書は右上に、資料2と記入されている資料となります。1ページをお開きください。報告書の形式は23年度の報告と同様の形となっております。

資料の説明をさせていただきます。2ページには報告書に記載されている評価方法など資料の内容を記載しております。

3ページには第4次実施計画の体系図。4ページには主要課題ごとの評価のまとめを記載しております。5ページには主要課題ごとの平均達成度をグラフにしたものを載せております。

5ページから7ページには評価の高い事業を、反対に評価の低い事業を7ページの下段に記載しております。全ての事業別の一覧については8ページから20ページに、事業ごとの個別の報告書を21ページから61ページに記載しております。

それでは、2ページからご説明をさせていただきます。87の進行管理事業の中で、「市川市DV防止基本計画」の策定により、移行された6事業については、同計画で進捗管理をしております。

また、評価の方法ですが、0から100までの11段階の評価をしております。この評価はそれぞれの事業の目標数値と実績から評価をしたものです。

また、数値目標の設定が難しい4事業については数字での評価はせず、取り組み状況、今後の課題等の中で文章で説明をしております。なお、100%以上の達成度の事業は全て、100の評価になっております。

ページがとびますけれども、個別の事業の報告書からご説明いたします。21ページをご覧ください。この表については、23年度、24年度、25年度の内容が比較してご覧いただけるよう、3年分が記載できるようになっており、24年度は真ん中の太枠の中となります。男女別の人数が把握できている事業は記載をしております。

さらに、男女共同参画の視点として、下の枠外に記載しておりますように、4つの視点で判断をし、該当する事業は○印をしております。その下の欄には、男女共同参画の視点から見た効果を記載しています。

なお、8ページから20ページまでは、今、ご説明いたしました個別の事業の報告書の中から、事業概要、目標、目標数値、実績、評価、取り組み状況と今後の課題等を抜き出して見やすいように一覧表にしております。

それでは、4ページにお戻りいただきたいと思っております。全ての事業についてご説明をさせていただくことは、時間の制約もございませうことから、まず主要課題ごとの傾向を説明させていただきます。

はじめに、1.「あらゆる分野への男女共同参画の促進」については、各審議会等への女性委員の参画推進事業や自治会活動活性化事業などで、100の評価が7事業あり、主要課題全体に対する平均達成度が87.0と概ね目標を達成できている状況でございます。23年度は86.0%でしたので、若干上昇しております。

次に2.「男女共同参画の意識づくりと教育の推進」については、保育園・幼稚園・学校等の取り組みが軒並み100の評価が多く、9事業であったことから、平均達成度が88.1と3番目に達成度が高い状況となりました。なお、23年度は88.8%でした。

次に3.「ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現」については、企業への男女共同参画啓発事業やファミリーサポートセンター事業などで100の評価があるものの、個別課題8の就業機会の男女平等に向けた支援で達成度が比較的低く、平均達成度85.0となっております。23年度は78.8%で、昨年よりは高くなっています。

次に4.「男女が協力し、支えあう家庭の確立と福祉の充実」については、母子自立支援プログラム事業で評価20となっているものの、両親学級事業、病後児保育事業、家庭児童相談事業など13の事業で100の評価となっていることから、平均達成度が87.1となっております。23年度は76.2%で、10.9ポイント上昇しております。

次に5.「生涯を通じた健康支援」については、健康相談や妊婦検診の公費拡大事業など5事業で100の評価となり、平均達成率89.2と主要課題6を除くと最も高い達成度となっております。23年度は87.7%でした。

次に6.「人権を侵害する暴力の根絶」については、先程も申し上げましたとおり、6事業がDV防止基本計画に移行していることから、残っている「DV防止基本計画の策定」が100の評価となったことから、主要課題全体でも達成度が100となりました。

次に7.「男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進」については、異文化交流事業と外国人相談窓口事業で100の評価となりましたが、通訳・翻訳ボランティアによる活動事業において、目標を大きく下回ったことから30の評価となり、平均達成率は76.7となり、主要課題中最も達成度が低い状況となっております。なお、23年度は73.3%となっております。

最後に8.「男女共同参画を推進する体制の整備」については、23年度の平均達成度は64と低い状況でしたが、24年度は男女共同参画センター登録団体と協働していく事業を推進したことなどから、平均達成度は88.0%となりました。

この主要課題ごとの達成度が5ページにグラフにしてあります。実線が24年度、点線が23年度のグラフになります。24年度はほとんどの主要課題で23年度を上回る結果が出ています。

続きまして、評価の高い事業として、150%以上の高達成度の事業を5ページから7ページに掲載しております。23年度は5事業だった評価の高い事業が24年度は14事業となっております。

特に達成度が高い事業を説明させていただきます。No.7の自治会活動活性化事業、24年度は新たに女性会長会を開催したことから達成度が200となっております。

No.32の一般事業主行動計画策定支援事業は、市内の従業員101人以上の企業で計画未策定の企業が1社のみになったことから、対象を広げ、市内に本社のある従業員20人未満の企業に策定サンプルを郵送したことから、達成率が大幅にアップしたものです。

続きまして、6ページのNo.41の要保護児童対策地域協議会については、児童虐待、養育困難な家庭が増加したことから、支援世帯も増えたものです。達成度は212%となりました。

No.50、施設整備事業については、震災等で遅れていた施設整備が24年度に

完成したことから高い評価となりました。

7 ページの NO. 77 の異文化交流事業は、花火大会と同日開催にしたことや内容を充実させたことなどにより目標を大きく上回り、438%の達成度でした。

NO. 79 の外国人相談窓口については、外国人登録法の廃止に伴って問い合わせ等が増えたことから、達成度は208%となったものです。

続きまして、評価0から30の達成度の低かった事業を掲載しております。

NO. 26 の保育付講座の実施事業については、公民館の講座に保育を付けるもので、達成率は30で、未達成の理由として、保育助手や費用の確保が難しいことなどがあり、今後は保育助手確保のため、関係部署との連携や保育が必要な場合には費用を確保することが必要と考えております。

NO. 47 母子自立支援プログラム作成事業については、評価は20で、ほとんどの相談が1回で終了し、継続しなかったことなどからプログラムの策定までいかなかったものです。今後は、相談の間隔を短くして迅速にプログラムを作成し、支援をすることが必要と考えております。

NO. 81 の通訳・翻訳ボランティアによる活動については、評価は30で、各課において通訳、翻訳ボランティアを利用しなくても済むように対策を講じたことから、依頼件数は大きく下回ったものです。課題としては、周知の徹底を挙げております。

報告は以上でございます。

(小保方会長) 事務局からの説明は終わりました。何かご意見はございますか。

竹中委員、お願いします。

(竹中委員) 個別の事業についてというよりは、今回の評価方法についてなのですが、1回のを2回やれば評価が高いですよというようなことがあるのですが、そもそも、目標の評価自体を平均値で出すということに違和感があるのと、達成度の難易度のようなものやそれに対して自助努力、つまり行政の方でやったことによって高まったことがあれば、それが特に重要なこととして具体的に各課で取り組んだことだと思うのです。結果的にただホームページをいっぱいやることがあったので更新しましたというのと、ここを中心的に取り組みましたというのとの違いが見えないと、来年度以降の施策も変わってくると思いましたが、その辺はいかがですか。

(小保方会長) 竹中委員のご質問に対して、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 確かに、この第4次実施計画については成果指標を設けておりませんので、結果について市民目線からどういう評価があったのかというところが見えない部分があるということは認識しております。第5次実施計画ではそういう反省点も含めまして成果指標も設けさせていただき、実績のみの評価ではない方向性を出しております。この4次の実施計画ではそういうところが欠けていると感じております。

(小保方会長) 竹中委員、いかがですか。

(竹中委員) 評価全体ということと、その中でも特に難易度が高いけど達成しましたということが、具体的にありますか。

(事務局) 重点目標を設けておりまして、主要課題でいいますと、1と3、6はDVの計画に移っておりますので、1と3については重点主要課題ということで、取り

組んでおります。その中でも、主要課題 3「ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現」につきましては、23年度の達成度は78.8%、24年度は85%にアップしているということで、竹中委員にも出ていただいたワーク・ライフ・バランスセミナーなどにたくさんの方に来ていただいたということで達成度が上がっていると事務局では考えております。

(竹中委員) はい、ありがとうございました。

(小保方会長) 第4次実施計画の年次報告についての審議は、これでよろしいですか。

それでは、平成24年度分の実施計画事業の報告については、この内容で公表することとしますがよろしいでしょうか。

—委員了承—

報告 2

(小保方会長) それでは、続きまして、報告 2「市川市DV防止基本計画の年次報告について」進めたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、市川市DV防止基本計画の年次報告について説明させていただきます。DVの対策については、市川市男女共同参画基本計画の主要課題の一つである「人権を侵害する暴力の根絶」の中で対策を進めてきたものを、平成23年8月に市川市DV防止基本計画を策定し、4つの基本目標、13の施策に体系化をし、32の進行管理事業で構成をしております。本計画の策定によりDV防止と被害者の保護・自立支援をより一層きめ細かく、また、総合的かつ計画的に進めていくもので、平成23年から平成25年度の3年間の計画になっております。今回は平成24年度の年次報告で、この計画の中間年の年次報告となります。

DV防止基本計画の報告は右上に、資料3と記入されている資料となります。資料はほぼ第4次実施計画と同様となります。

それでは、2ページからご説明させていただきます。評価の方法は、第4次実施計画と同様に、0から100までの11段階の評価です。

次に、ページがとびますが、個別の事業の報告書についてご説明いたします。11ページをご覧ください。第4次実施計画とほぼ同様の報告書になっております。第4次実施計画と異なる点は、32事業中31事業が男女共同参画課が所管の事業であり、基本的に男女共同参画、及び、DV防止・支援の視点で取り組みを行っていることから、DV防止・支援の視点及びDV防止・支援の視点から見た効果の欄は設けてございません。

また、男女別の人数が把握できている事業は記載をしております。

なお、6ページから10ページまでは、第4次実施計画と同様に事業別一覧表になります。

それでは、4ページにお戻りいただきたいと思います。主要課題ごとの傾向を説明させていただきます。

はじめに、1.「DVを許さない社会づくり」については、広報等による人権啓発事業やデートDVパンフレットの活用事業などで、100の評価が4事業あり、主要課題全体に対する平均達成度は93.3という状況で、概ね目標を達成できている状況でございます。23年度は66.7%でしたので、達成度は高くなって

おります。

次に2.「相談体制の充実」については、DV被害者相談窓口連携マニュアルの作成・活用事業やDV専門相談員相談事業など15事業中100の評価が12事業あり、女性弁護士による女性のための法律相談事業と施設入所の緊急協議事業が評価60となり、平均達成度は基本目標1と同じく93.3でした。23年度は71.4%でした。

次に3.「被害者支援の充実と加害者教育」については、市営住宅等の情報提供事業や児童相談所とのケース協議事業などで100の評価が4事業あり、平均達成度は94.3となっております。23年度は64.3%でした。

次に4.「推進体制の充実」については、DV被害者ネットワーク会議の設置ができたこと、民間協力団体の立ち上げ事業が100の評価で、平均達成度が100となり、基本目標の中で最も高い達成度となりました。23年度は50%で大幅にアップしております。

基本目標ごとの達成度が4ページ下の部分にグラフにしております。

実線が24年度、点線が23年度のグラフになります。24年度は4つの主要課題で高い達成度となっております。

続きまして、評価の高い事業として、150%以上の高達成度の事業を5ページに掲載しております。

NO. 4 デートDVパンフレットの活用については、公立高校2校、中学校1校に2,300枚のパンフレットを配布しました。1,000枚の目標を上回ったことから、達成度は230%となります。

NO. 10 のDV被害者相談窓口連携マニュアルの作成活用については、市役所の受付窓口専用マニュアルを作成し、DV被害者を速やかにDV相談窓口案内できるような活用を図るもので、課長への説明会を1回、担当者への説明会を2回行い、95人の参加者がありました。達成度は190%となります。

NO. 17 の安全確保のための同行や旅費等の助成については、危険度、重篤度が高い12ケースについて安全確保のため同行支援を行ったことから、達成度は240%となりました。

NO. 20、ケース検討会議については、24年度は、月1回実施を目標に職員と相談員とで、困難事例の支援を検討する会議を行ったことから、年間で9回開催し、達成度は150%となりました。

NO. 23 の母子寮等の情報提供については、子どものいる被害者が自立を目指す第一段階として母子寮の入所希望する場合に支援をするもので、24年度は4世帯の入所があったものです。達成度は200%となります。

NO. 26 の児童相談所とのケース協議については、DV被害者である母親が児童虐待の加害者となったケースやDV加害者の父親から虐待を受けていたケースなどを児童相談所に通告し、連携を図ったケースが10件ありました。達成度は200%となります。

NO. 32 の民間協力団体の立ち上げについては、DV被害者サポーター講座終了後に発足したDV支援の団体と共催で講座を1回開催いたしました。その他に男女共同参画センターの講座を4回実施したことから、目標が1回のところ、5回実施したことから、達成率は500%となったものです。

また、DV防止基本計画においては、評価0から30の達成度の低かった事業はございませんでした。一番低い達成度は60%で2事業となっております。

報告は以上でございます。

(小保方会長) 事務局からの説明は終わりました。ご意見はございますか。

大迫委員、どうぞ。

(大迫委員) 5ページの事業No.4ですけれども、高等学校2校、中学校1校というのは全校ではないと思うのですが、何校のうちの3校なのか、全校に配れない予算的な事情があるのかどうか、いかがですか。

(小保方会長) 今のご意見に対し、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 24年度は2,300枚配布しているのですが、現在のところ在庫がほぼゼロでございます。24年度に配れる枚数が2,300枚ということで希望のあった学校に配布をさせていただいております。今年度は増刷をいたしまして、多くの学校に配る予定でございます。

(小保方会長) よろしいでしょうか。では、井上委員、お願いします。

(井上委員) 今の質問と関連するのですが、私自身、市川市にある私立の小中高の学校に勤務している関係での質問です。全体の計画の方にも学校に関する記載が出てくるのですが、学校教育に対する対象が市川市にある小中高全てなのか、私立は抜かしてあるのかとか、達成度の中でも何校中の何校なのかとか、そのくらいのことは書かないといけないのかなと思います。この高校や中学校も公立なのか私立なのか気になります。

(小保方会長) 井上委員のご質問に対して、事務局から説明をお願いします。

(事務局) このデートDVパンフレットの事業につきましては、公立・私立という分けはございませんので、今年度新たに作成しますパンフレットにつきましては、希望の学校に配布してまいりたいと思っております。

(井上委員) 話題はそれてしまいますが、全体の計画とかでも、私立学校は入っているのでしょうか。

(小保方会長) 事務局から説明をお願いします。

(事務局) 4次実施計画につきましては、教育につきましては、市川市教育振興基本計画というものを教育委員会で策定しております。それに基づいて実施しております。その中で、公立のみの学校を対象としているものもありますし、私立・公立両方を対象としているものもありますので、それは、教育振興基本計画の中で定めております。

(小保方会長) よろしいでしょうか。大迫委員、お願いします。

(大迫委員) 配布校は希望校のみということですが、全ての中学、高校が、希望すれば市から配布してもらえるということは周知されているのですか。

(小保方会長) 大迫委員のご質問に対し、事務局からお願いします。

(事務局) 予算が限られておりますので、1年間で全ての学校へ配布するということは無理なことでございますので、何年間かをかけて全校に配布していくことになると考えております。

(小保方会長) 大迫委員、よろしいですか。それでは、宮腰委員、お願いします。

(宮腰委員) 一委員が口を挟むことではないかもしれませんが、デートDVパンフレットの中身もどれくらい立派なものかにもよりますけれども、通常色々なも

のを啓発する時に、1,000部とか2,000部くらいというのは考えがたいことで、むしろ、10,000とか50,000とかそういう単位で行ってもそれは10倍とか50倍の値段にはならないはずです。数年かけてということですが、毎年生徒は入れ替わっていくわけですから、毎年全校生徒に5年とか10年とかやらないと効果が現れないのではないかと思います。大迫委員とか井上委員のおっしゃり方は遠まわしですけども、なぜこんなに限定的にしか配布しないのかということだと思っております。ここはそんなに予算取りが難しいという理由でやらないとなると、法律家の立場でデートDVの事案に接しますと、若いときにきちんと教育ができていれば起こる確率は低いのではないかと思います。ですから、この評価をこれでよいとしてしまうのは甚だ疑問があるのではないかと思います。次年度以降は、全校生徒に配布するというので、学校の方にもこの重要性をきちんと示すということが男女共同参画を推進するという意味ですから、学校の中ではあまりそのことに意識の強くない学校もあるわけで、そこを市が率先してやらないことにはちょっとなかなかせつかく作ったものが活用されないのではないかと、意見として申し上げるとともに、全学校に配布すべきだというふうに申し上げたいと思います。

(小保方委員) 宮腰委員からこのような意見が出ましたが、事務局、いかがですか。

(事務局) 全校にいっぺんに配布したいのはやまやまで、本当にそういう気持はあるのですが、なかなか予算が許さないということが実態でございまして。また、昨年配布した2,300枚というのは、何万枚か作った残がこれだけありまして、予算が取れなかったのを残を配らせていただいたのが実情でございまして。なんとか今年度は、人権の国からの補助金等がございまして、その中でデートDVパンフレットをなんとか作らせていただきたいと県の方にもお願いをしまして、作成する予定です。なるべくは全校に配布をしたいところですが、1、2、3年生がいますので、3年間の中でお配りすれば、漏れずにお配りできると考えておりますので、方向性としてはなるべくたくさん作って配布させていただきたいと思っております。

(小保方会長) よろしいでしょうか。それでは、市川市DV防止基本計画の年次報告についての審議は、これでよろしいですか。

それでは、平成24年度分の計画事業の報告については、この内容で公表することとしますが、よろしいでしょうか。

—委員了承—
諮問1の審議

(小保方会長) では、次に、諮問1に基づき、市川市男女共同参画基本計画第5次実施計画(案)について進めたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 市川市男女共同参画基本計画第5次実施計画の策定について説明させていただきます。

第5次実施計画(案)をご覧ください。この計画は、現在進行しております、市川市男女共同参画基本計画に基づく第4次実施計画が本年度で終了することから、次期実施計画として策定するものでございます。

表紙を開いていただき、目次をご覧ください。構成は1章 第5次実施計画

の策定にあたって、2章 第4次実施計画の成果と課題、3章 第5次実施計画の考え方、4章 実施計画事業の4章の構成になっております。

1 ページをお願いします。本計画の位置づけは、市川市男女共同参画社会基本条例に基づき、平成20年に市川市男女共同参画基本計画を策定しておりますが、その第5次実施計画となります。計画の期間は平成26年度から28年度までの3年間となります。計画の体系につきましては2ページから7ページをご覧ください。体系は基本計画に定めておりますことから、この体系にそった実施をしております。

続きまして8ページをご覧ください。第4次実施計画の成果と課題になります。23年度と24年度の主要課題ごとの達成状況については以下のとおりとなっております。

また、それぞれの主要課題についての成果と課題についても記載をしております。主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の推進につきましては、審議会等附属機関への女性委員の登用を図るため、市川市人材登録台帳設置要領の整備などを行い、女性の登用を目標にしたがって進めております。課題といたしましては、市女性職員の管理職昇任選考試験の受験率は、24年度は前年を下回っていることから、女性職員自らが意欲と自信をもって働き続けるために、意識を高める取り組みをしていくことが必要と考えております。

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進については、eモニターアンケートでは、問題解決に向け進んでいると思う主要課題の1位となっておりますけれども、課題としましては同じくeモニターアンケートで「社会全体として男女の地位は平等であると考える人」の割合が24年度の調査では12.5%と低いことから、男女共同参画センターの登録団体をはじめとして、地域、企業、学校等とも連携をして事業を行い、地域において着実に男女共同参画を推進していく必要があると考えております。

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現については、関係部署との共催でワーク・ライフ・バランスセミナーの開催や資料を事業所に配布するなど啓発に努めております。課題としましては、ワーク・ライフ・バランスの言葉自体がまだ、認知度が低いことから市職員はもとより、事業所を中心に広く市民に周知していくことが必要だと考えております。

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実については、子ども、高齢者、障害者、女性などのそれぞれの支援について様々な事業を展開しており、eモニターアンケート調査では、特に力を入れてほしい主要課題の2位になっていることから、より実践的な事業を関係部署と連携して行っていくことが必要と考えております。

主要課題5 生涯を通じた健康支援については、ライフサイクルに応じた健康支援の事業が行われ、健康づくりを行う意識の醸成が図られており、比較的達成度の高い事業が多いものの、健康分野の計画の中できめ細かく主体的に推進することが大切だと考えております。

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶については、ほとんどの事業が「DV防止基本計画」に移行し、より効果のある施策を展開しております。

主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進については、異文化交流事業では目標を上回る参加者があり、多くの人に交流の機会を提供することができました。課題としては、達成度の低さとeモニターアンケートの課題解決に向け進んでいると思う主要課題で一番低い回答であったことから、まずは地域在住の外国人とともに男女共同参画に向けた取り組みが必要と考えております。

主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備については、24年度は男女共同参画センターの登録団体との意見交換会を行い、連携して事業を行う準備を進め、今年度は実施につなげております。引き続き連携を強化していくことが必要と考えております。

次に意識調査からみた課題でございますが、郵送による無作為抽出の市民意識調査は5年に1度実施をしており、直近では平成22年度に行っております。したがって、23年度、24年度については、パソコン、携帯電話から回答をいただくeモニター制度を利用して意識調査を行っております。この結果については、男女の平等感として、男性が優遇されていると感じている割合は依然として高く、「男性が優遇されている」「どちらかと言えば優遇されている」と回答した合計が6割を超えています。

また、「夫は外で働き妻は家を守る方がよい」と考えている割合についても「賛成」「どちらかと言えば賛成」が増加傾向にあり、24年度は50%近い割合になっています。

11ページをご覧ください。8の主要課題の中で課題解決に向け進んでいると思う主要課題の1番回答が多かったのは、2. 男女共同参画の意識づくりと教育の推進で、一番低かったのが、7. 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進でした。

また、今後、男女共同参画推進の施策の中で、特に力を入れてほしい施策の1番回答が多かったのは、3. ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現で、一番低かったのは、7. 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進でした。

以上の第4次実施計画の成果と課題の検証を行い、意識調査の結果を踏まえ市民のニーズを分析しつつ、第5次実施計画の策定に反映してまいります。

12ページをご覧ください。第5次実施計画の考え方といたしまして、実効性のある実施計画とするため、できる限り適切な数値目標や期間を設定し、進捗管理を行います。

次に、本計画と関連する行政計画と連携を強め、効果的に計画を推進していきます。

さらに、市民の視点での評価が必要と判断いたしまして、主要課題ごとに成果指標、アウトカム指標を設定しました。

次に、重点事業選定の考え方です。国ではポジティブアクションとして「社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度」という目標を定めております。本市では、本年2月議会の施政方針で、女性の視点や能力が施策に活かされるよう女性の管理職ポストや審議会等附属委員への登用を積極的に取り組んでいく方針を明確にしています。

このことにより、政策、方針決定過程に男女が参画することで、より高品質なサービスが提供できることから、17 ページの 2. 審議会等への女性委員の参画推進、また、3. 市女性職員の管理職登用促進を重点事業に位置づけております。

さらに、意識調査の結果などから職場における男女共同参画の推進が望まれています。事業者に先駆けてまずは市役所が率先してワーク・ライフ・バランスの推進を行い、働きやすい職場づくりを事業者に広めるため、35 ページ、18. 事業者への男女共同参画啓発、36 ページ 19. 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進を重点事業として取り組みます。

次に、13 ページをご覧ください。実施計画事業の選定については、事業を整理するとともに強化していく主要課題には新規事業を加えて計画事業に位置づけました。第 4 次実施計画の 124 事業のうち、廃止、統合等整理をした事業は 59 事業、第 5 次実施計画に移行しているのは 65 事業になります。新たに掲載した事業が 19 事業ございますので、第 5 次実施計画の掲載事業は全部で 84 事業となります。

このうち、28 事業は進行管理事業として、原則として目標及び目標値を設定して、実施状況を把握、管理し、その進捗を評価、検証します。一部、目標を設定することが事業の目的に適さない場合は、目標を設定していない事業もございます。

また、関連事業として 56 事業を掲載しております。この事業のほとんどが本計画と関連する行政計画、例えば、市川市次世代育成支援行動計画、市川市教育振興基本計画、市川市地域福祉計画などに位置づけられている事業で、本計画の主要課題、個別課題に合致する事業です。関連事業につきましては、それぞれの計画において主体的に進捗管理をしておりますので、男女共同参画のこの計画においては進捗管理を行わないこととしております。

続きまして、14 ページ、評価につきましては、市川市の上位計画である「市川市総合計画」の実施計画の評価方法と整合性をとるため、4 段階評価を行います。

それでは、主要課題ごとに成果指標及び新規事業等の説明をさせていただきます。

15 ページ、主要課題 1 あらゆる分野への男女共同参画の促進では、成果指標として、各種審議会等の女性委員の割合と市職員の女性管理職割合の目標を設定しております。また、17 ページ、3. 女性管理職登用促進、及び 18 ページ、促進を図る目的で、4. 市職員への男女共同参画に関する研修の実施事業を新規事業として掲載しております。20 ページをお願いいたします。関連事業として新たに小学校区防災拠点協議会の設置推進をのせております。この防災拠点協議会は女性を含めた地域の自治会、民生委員、PTAなどで構成され、男女双方の意見を出しながら平時から減災に取り組む活動でございます。

続きまして、21 ページ、主要課題 2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進では、「社会全体において男女の地位は平等であると考える人の割合」を成果指標としております。24 ページをご覧ください。10. 市職員へ男女共同参画に関する情報の発信を新規事業として掲載しております。これは職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から推進できるよう、庁内メール等を活用

して職員に情報を発信するものです。

続いて、25 ページ、関連事業、保育園の第三者機関評価事業を新たに載せております。保育園の運営及び保育内容について第三者機関が審査・評価を行い、保育の質の向上を図るものです。

27 ページの 11. 人権教室の実施は人権擁護委員の方々が市内の小学校において、子どもたちに対し、いじめや差別などがないように思いやりのこころを育む人権教室を行うものです。12. 人権講演会の実施は同じく人権擁護委員の方々が、市内の中学校において、人権の大切さについて講演を行うもので、11. 12 の事業については、今までDV防止基本計画に掲載をしておりましたが、男女平等教育にも深く関ることから、第5次実施計画にも掲載をしたものです。

29 ページ、13. 男女共同参画センターにおける父子向け講座等の実施については、第4次実施計画では、男女共同参画センターの主催講座については、一つの事業としておりましたが、この第5次実施計画では、講座の目的により事業を分けて、きめ細かく講座事業を行ってまいりたいと考えております。この事業は父子で参加する事業を実施することにより、家族一人ひとりが協力し合っただけで家庭生活を営むことを啓発するものです。14. 家庭教育学級と連携した男女共同参画センターの事業の実施を新規事業として掲載しました。これは、年に1回以上は家庭教育学級と連携して事業を行うことにより、家庭における男女平等教育を推進するものです。

次に 32 ページをお願いします。主要課題 3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現の成果指標は「ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている人の割合」としてしています。現実的な課題として、ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度が低いことから、言葉についての周知を指標としました。

次に 34 ページ、17. 男女共同参画センターにおける就労支援に関する講座の実施は個人個人が個性と能力が生かせる就労ができるよう就労支援に関する主催事業や共催事業を行うものです。

続いて、36 ページ、19. 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進を新規事業として掲載しております。これは、重点事業のところでも説明をいたしましたが、まず事業者に先駆けて市役所が率先してワーク・ライフ・バランスの推進を行い、働きやすい職場づくりを広めるため行うもので、なかなか進まない男性職員の育児休暇及び介護休暇の取得を推進するものです。関連事業としては、職員みんなで支え合い計画の推進を新たに掲載しております。これは、市川市役所職員対象の次世代育成支援計画となります。

また、同じく関連事業として、37 ページ、いちかわ子育て応援企業の認定を載せております。市内に事業所のある企業において、「一般事業主行動計画」の策定と託児室、授乳室の設置や子どもの企業見学など子どもや子育て家庭にやさしい企業を「子育て応援企業」に認定し、企業の子育て支援を応援するものです。

38 ページ、主要課題 4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実の成果指標は「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考える人の割合としております。

続いて、40 ページ、20. 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施は、男性向けの料理教室など、生活の場での自立に向けた講座などを実施するものです。

次に、44 ページ、関連事業として、障害者雇用事業を新たに掲載しました。障害者の就労を支援するため、障害者が一定期間、市の職員として勤務する「チャレンジドオフィスいちかわ」を実施するものです。

同じく、関連事業で、46 ページ、二次予防事業対象者把握事業を掲載しております。これは、介護保険1号被保険者全員に、基本チェックリストを送付・回収することで、虚弱高齢者の把握を行い、同時に介護予防や地域包括支援センターの周知に努めるものです。

続いて、49 ページ、主要課題5 生涯を通じた健康支援の成果指標は、「自分の健康に関心のある割合」としております。

新規事業としては、52 ページ、生涯スポーツイベントの充実を関連事業として掲載しております。これは、現在行われている「体育の日の記念行事 みんなでスポーツ」などのイベントの参加者を増加させるため、PRや内容の充実を図るものです。次に、53 ページ、人権を侵害する暴力の根絶の成果指標は「DVを知っている人の割合」としました。24年度のeモニターアンケートの調査では、91%でしたが、100%を目標に設定したものです。

続きまして、主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進の成果指標は、「市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合」としました。

58 ページの関連事業では、小学校外国語活動推進事業を新たに載せております。これは、小学校へ英語力のある外国語活動指導員の派遣を行い、言語や文化について体験的に学ぶ機会を設けるものです。また、下の段、中学校海外派遣事業は、中学生をドイツのパートナーシティであるローゼンハイム市に派遣するとともに、ドイツからも生徒を受け入れ、相互の交流により国際感覚を豊かにするものです。

次のページ、59 ページの25. 相互理解のための啓発・交流事業を新規に掲載しております。市内には多くの外国籍の家族が在住していることから、男女共同参画の視点での生活や文化の理解を深めるための交流を行うものです。

最後の主要課題8、61 ページ、男女共同参画を推進する体制の整備の成果指標は「市川市男女共同参画基本計画を知っている人の割合」としました。24年度の調査では認知度は50%を切っていることから、徐々に認知度を増やせるよう目標を設定しております。

以上でございますが、第4次実施計画に引き続き掲載している事業の中にも、事業名の変更や若干事業内容の変更を行っている事業もございますが、事業については新規事業のみ説明させていただきました。説明は以上でございます。

(小保方会長)

事務局からの説明は終わりました。何かご意見はございますか。

井上委員、お願いします。

(井上委員)

次のDV防止の方もそうなのですが、eモニターアンケートの結果をけっこう掲載しています。統計学的に、男女比や子どもか大人かなどの状況がどうなのかと気になったので、教えていただければということが1つです。

また、重点事業として、市役所の管理職に女性を登用するということがあります。例えば、市役所の管理職といった場合、部長、課長など、どの辺から管理職になるのかイメージができると、お話が具体的に見えてくるのかと思います。

(小保方会長) 2つ質問がありました。e モニターの母集団はどのようになっているのかということと、どこから管理職になっているのかということですが、事務局、いかがですか。

(事務局) e モニター制度の登録者についてでございますが、登録者は24年度末の数字で、6,431人おります。24年度のこの調査をしました時には、1,564人から回答をいただいております。女性が48.4%、男性が51.5%とほぼ半々になっております。また、年齢別といたしましては、30代、40代が多く、48.2%を占めております。5年に1回行っている市民意識調査では、22年度の調査では、3,000配布しておりますが、回収数は1,024で3分の1程度です。また、女性が58.8%で若干男性よりも多くなっております。回答の年代は、50代、60代が多く、50.2%と半数を占めている状況でございますので、比較してみますと、e モニター制度の方が若い世代にご回答をいただいているという結果になっております。

また、管理職につきましては、15%程度が女性管理職の割合ですが、これは、主幹以上が管理職でして、課長、次長、部長と、4つの職種が管理職となっております。以上でございます。

(小保方会長) 井上委員、よろしいでしょうか。

他にご意見はございますか。長谷川 委員、お願いします。

(長谷川委員) 今のところに関連してなのですが、17ページの上のところ、審議会の女性委員の割合が少ない審議会はどんな担当なのか伺いたいのと、審議会の委員だけではなくてその担当部署自体も女性職員が少ないのかどうか、また、採用が少ないのかどうかということと、もう1点、これはお願いなのですが、14ページに実施計画の評価についてという項目がありますが、先程、竹中委員からも評価方法についてお話がありましたが、前期審議会でも同じようにこの評価方法について意見があったと思うのですが、計画によってはこの数字で数を増やしていけば目標値が上がるという計画もあるのでしょうか、内容によっては、ハード面ではなくて成果がどのように上がったのか、数字だけではなくて評価をしていかなくはいけない計画もあると思うのです。評価方法を工夫しないと、正確なというか納得ができる評価ができないのではないかと思いますので、変更していただければと思います。以上です。

(小保方会長) 長谷川委員から2点ございました。まずは、17ページにあります審議会の女性委員についてと、14ページの評価方法についてですが、事務局、いかがですか。

(事務局) まず、審議会の方でございますが、女性委員の割合が低い審議会は、市場の審議会など、全く女性がいない審議会が4つございます。ただ、その審議会委員の構成が、団体の長であったり、推薦であったりするところが多く、なかなか女性の方が出てくる対象にならないということがございまして、こちらでも、目標数値に達していない所管には改善計画を出していただいているのですが、

改善が難しいといった審議会もございます。それについては、審議会の委員定数自体を増やしていただいたりして、女性を増やす方策をこちらでも働きかけておりますので、女性委員が年々増加している状況ではありません。

もう一つ、評価の方法でございますが、委員がおっしゃったように、成果が分かるようにということで主要課題ごとにではございますけれども、成果指標を設けさせていただいています。市民目線で e モニターアンケートに市民の方々が回答することで、施策が進んでいるのかどうかというところをはかるために、それぞれの主要課題に成果指標を今回は位置づけております。

(小保方会長) 長谷川委員、よろしいですか。それでは、竹中委員、どうぞ、

(竹中委員) 諮問を受けて、いつまでに答申となりますか。

(小保方会長) 事務局から説明をお願いします。

(事務局) 今後ですが、10月にもう一度審議会を開催させていただきまして、今日ご意見いただいたことを踏まえて、もう一度案をご提示します。

その後、パブリックコメントを実施します。パブリックコメントの意見をまとめまして、これを踏まえた計画案を12月に提示します。そこで、答申をお願いしたいと思っております。

また、その後は答申を踏まえて、計画策定ということで考えております。

(竹中委員) 全体についての課題と、個別の施策についてですが、体系図はまとめていただいているのですが、そちらの方の中に主要課題の後に成果指標を入れてあり、個別課題、施策があって、進行管理事業と関連事業になっていますが、それをA3になってしまうかも知れませんが、一覧できるような形にさせていただくと、全体のロジックが見えやすいのではないかと思います。

また、個別のところですが、私が父親支援に関わっているので、29ページの13番や14番はぜひやっていただきたいと思っています。今回、14番に新規で、家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施とありますが、家庭教育学級のところが、24年度の報告書の中でいうと、32ページの生涯学習振興課の事業があって、これにひも付けるとのことだと思うのですが、こちらの数値では、各公立の小中学校で延べ429回やっていて、登録人数が男83人、女性9,330人とあります。この状況では男性があまりいないところに行って家族の関わりについて教えるということが、ピンとこないです。父親支援が目的であれば、両親学級の方が今の若い世代は男性が出てくる可能性が高いと思います。また、市内の事業所に対しての施策というのは行われているけれども、市外へ働きに出ている男性に対する施策というのはなかなか行政としても打ちにくいと思うのですが、そこのところを打ち出さないとちょっと難しいのかと感じています。これは質問というよりは意見です。

(小保方会長) 竹中委員からのご意見について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 主要課題等の一覧表は作成させていただきたいと思います。

そして、家庭教育学級の事業で両親学級もというお話しもいただきましたので、参考とさせていただき、色々な事業もこちらで探して、次回の審議会でお話しをさせていただきたいと思います。

(小保方会長) 他にご意見はございますか。それでは、宮腰委員、お願いします。

(宮腰委員) これだけのことをなさってきていることにけちをつけるつもりはないのです

が、今、計画案を拝見していて愕然としてしまって、事務局の方のお話も耳に入らなくなってしまったのですが、意識調査から見た課題というところで、男性が優遇されているという割合が1年前よりも増えている、夫は外で働き妻は家を守る方がよいと考えている割合も増えている、そして、21ページ主要課題2のところでは男女の地位の平等感について、どちらかと言えば男性が優遇されている、こちらも増えている、さらに、38ページ、主要課題4では、夫は外で働き妻は家を守る方がよいに賛成が増えている、ことごとく男女共同参画とか男女平等の理念から、アンケート結果からは市川市民の意識が後退していると言わざるを得ないと思います。意識ですから、行政が何かをしたからすぐ変わるということではないし、行政の取組みを非難するつもりはないのですが、この結果に私は今、背筋が凍る思いをしています。やはり苦言を呈させていただきたいと思うのは、24年度の年次報告書の60ページ、事業名で、「男女共同参画に関する意識調査及び公表」という欄がありますけれど、e モニターアンケートをされた結果を評価されていますが、要するに、男女共同参画とか男女平等の理念から後退しているわけですね。今検討している、こちらの第5次実施計画の21ページのグラフと照らし合わせると、平等であると答えた人の割合が報告の方に転記されているわけですが、むしろ評価の基本に据えるべきなのは、平等感とかそういったことが達成される度合いが近づいているかということを考えている必要があると思うのです。そういうことからすると、取組み状況のところ、全体的には後退しているということが指摘がされていませんし、入れ物だけどんどん発展させていっているけど、中身が全然伴っていないのではないかと正直思いました。これは質問ではなく、意見として何とかしていただきたい気がするのですが、今回の実施計画の中でも、最初のところに第1章で「第5次実施計画の策定にあたって」とありますけれども、要するに、市川市がどういうつもりでこの事業に取り組んでいるのかということが全然見えてこないのです。第2章の「第4次実施計画の成果と課題」というところで、例えば、8ページの下のところ、「男女共同参画の意識づくりと教育の推進」のところでは、成果としては、e モニターアンケートでは良かったと書いてありますけれども、課題では、「社会全体として『男女の地位は平等である』と考える人の割合が低いことから」という表現にとどまっていますけれども、「前年より下がっている」と書かないとやっぱり問題の本質をごまかしている気がするのです。

報告書にも実施計画にも市川市として、男女共同参画課として、こういうのを全部総合して、やっぱり評価をして何らかの方針というのを立てるべきではないかと思えます。一個一個の事業が個別に、これは達成度100%とかそれはそれでいいですけど、全体として大きな向きのところで、市川市はいったい何をやりたいのかということ、これを見ても全然分からないです。特に、今回の実施計画については、表現の仕方とかをもうちょっと誠実に書かれた方がいいんじゃないかと個人的には思いました。

(小保方会長)

宮腰委員のご意見に対しまして、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

今いただきましたご意見はそのとおりだと思います。ここでお示ししていますような結果が市川市だけではなく、全国でも同じような結果が出ている状況ですので、明らかにして、目標値を設定することによって市民の方々が実際に

考えられる割合というのを増やしていくというのが私どもの仕事だと考えておりますので、一つ一つの事業を行っていくことによってこういった成果指標を少しでも上げていくというところが男女共同参画課の仕事だと認識しております。

(小保方会長) 宮腰委員、いかがですか。

(宮腰委員) 一生懸命なさっているということを私は分かっているし、そういうことを市川市は率先してやっていたらと思うのですが、市民にこういったものを発表されるのであれば、問題意識を市民に向けて指摘されてもいいのではないかなと、それを応援する市民の方が多いのではないかという気がするのですが、非常に無味乾燥なデータ発表になってしまっていますけれども、私は、取り組まれているのであればもう少しアピールされたら市民も応援するのではないかと思います。

(小保方会長) それでは、長谷川委員、お願いします。

(長谷川委員) 宮腰委員の話も最もなのですが、全国的に、東日本大震災の後、やはり、お母さんたちというか女性たちが子どもといる時間を持ちたいとか、高齢化率が上がっていますので、介護に現実的に携わるのは女性だとか、そういう傾向が増えているという状況もあるようです。市川市は、副市長も女性を登用されて、かなり広報などでアピールもされてきていると思うので、女性が活躍をするというのは難しいことだと思うのですが、男女共同参画課としても、こんなふうに女性が活躍していますよ、市役所内でもこんなふうに女性職員の方が頑張っていますとか、宮腰委員がおっしゃるように発信してもらえば、社会環境に左右された意識調査の結果が出ているとは思いますが、長い目で見ていけば少しずつ上がってくると思うのです。そういう発信を男女共同参画課とし行っていたら市民としてもありがたいと感じます。

(小保方会長) それでは、時間も迫っておりますので、これで市川市男女共同参画基本計画第5次実施計画(案)についての質問はよろしいでしょうか。

—委員了承—

(小保方会長) それでは、本日意見のあった部分は修正・調整し、次回の審議会において再度審議するというところでよろしいでしょうか。

—委員了承—

諮問2の審議

(小保方会長) 続きまして、諮問2の第2次市川市DV防止実施計画(案)について進めたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 第2次市川市DV防止実施計画(案)をご覧ください。この計画は、現在進行しております市川市男女共同参画基本計画に基づく市川市DV防止基本計画が25年度、本年度で終了することから、次期実施計画を策定するものでございます。なお、計画の名称でございますけれども、本計画は、市川市男女共同参画基本計画の主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶の取り組みをDV防止と被害者の保護・自立支援のため、よりきめ細かく進めるため策定するものですので、市川市男女共同参画基本計画に基づく実施計画の位置づけであることから、第2次市川市DV防止実施計画としております。

表紙を開いていただき、目次をご覧ください。構成は1章 DV防止実施計

画の策定にあたって、2章 DVの現状、3章 市川市DV防止基本計画（第1次実施計画）の成果と課題、4章 第2次市川市DV防止実施計画における計画事業の5章の構成になっております。

1ページをお願いします。1章 DV防止実施計画の策定にあつてについてです。平成23年8月に策定いたしました、市川市DV防止基本計画（第1次実施計画）の取り組みを進めてまいりましたが、市川市としてDVの実施計画は始めての取り組みでございましたので、実施を進める中で課題など見直す点が出てきていることから、より一層の被害の防止、被害者の支援を行うため、新たに第2次市川市DV防止実施計画を策定するものです。

2ページをご覧ください。計画の位置づけです。DV防止実施計画については位置づけが複雑になっていることから、わかりやすく図でしめさせていただきます。

3ページ、計画の期間は第5次実施計画と同様に平成26年度から28年度の3年間となります。計画の基本理念は第1次の計画と同じく「DVの根絶」としております。計画の基本目標は、基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり、基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実、基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実、基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制としております。

続いて、4ページ、5ページは、計画の体系図となります。基本的な体系は、1次の計画と変わっておりません。

次に6ページをご覧ください。2章 DVの現状です。はじめに、全国のDV状況を掲載しております。警察の暴力相談の対応件数は年々、増加の傾向にあり、被害者の多くが女性という結果が出ております。また、7ページになりますが、全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数も同様に増加しております。

続きまして、8ページ、本市のDV相談状況です。本市のDVに関する相談窓口は警察を除くと配偶者暴力相談支援センターである市川健康福祉センターと市役所の相談窓口がございます。男女共同参画センターの相談窓口が配偶者暴力相談支援センターとなった23年10月以降、急激に相談件数が増加している状況でございます。

次に、10ページに被害者支援フロー図を新たに掲載しております。DVの被害者支援の流れについては、実際に携わる職員以外はわかりにくい部分が多くあると思いますので、わかりやすく支援の流れが把握できるようフロー図を作成いたしました。相談窓口の受付から実際の相談を行うことによる緊急性の見極め、情報の収集と確認を経て審査を行い、支援の決定をいたします。その後、緊急度に応じて個人個人の支援計画を作成し、それに従い具体的支援を実行していきます。さらに、効果の検証を行いながら、状況の変化に応じて支援計画を修正していきます。最終的には、被害者の自立及び新生活の再構築を目指すわけですが、支援にあたっては関係部署、関係機関との連携が不可欠であることから、家庭等における暴力対策ネットワーク会議、DV防止ネットワーク実務者会議での情報共有と連携の強化を図るとともに、個々の支援においてもこの協力体制を活用してまいりたいと考えております。

続きまして、12ページ、3章 市川市DV防止基本計画の成果と課題につい

て、基本目標ごとの平成 24 年度、25 年度の達成状況となります。

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくりについては、DV防止講座の実施、デートDVパンフレットの配布などにより広報、啓発を行いました。課題としては、市民団体等と協力し、更なる啓発が必要であると考えております。

基本目標Ⅱ 相談体制の充実では、相談窓口を周知するチラシやカード、また、5ヶ国語のカードを作成し、関係部署の窓口を設置したことから、相談件数の増加にもつながったものと思っております。しかしながら、配偶者暴力相談支援センターの認知度は、まだ低いことなどからさらに周知を行ってまいります。

基本目標Ⅲ 被害者支援の充実と加害者教育については、相談件数の増加に伴って、緊急性の高いケースや重篤なケースも多くなったことから、関係機関、関係部署と連絡を取り合いながら被害者支援を行ってまいりました。今後も被害者の生活再建に向けて個々に実情に即したきめ細やかな支援を行うことが必要と考えております。

基本目標Ⅳ 推進体制の充実については、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の4つのネットワーク会議を一本化した「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を設置しました。今後はこのネットワーク会議における関係機関の情報の共有と連携を強化して、より密接な協力体制を整えていきたいと考えております。

次に13ページ、eモニター制度を利用した意識調査からみた課題ですが、DVの認知度については、24年度は「DVを知っている」と回答した方は91%となっております。そのうち、身体的暴力は99.6%の方がDVと理解していますが、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力については、3割から4割の方がDVと認識していないという結果が出ています。

14ページ、DV被害の状況ですが、全国の調査は3年に1度行われることから、23年度の結果を掲載しております。24年度の本市での身体的暴力の被害者は20.6%という結果が出ています。このうち命の危険を感じた方は、33.9%となっております。

15ページ、相談先の状況としては、男女とも最も多いのは「誰にも相談しなかった」で、次に「親戚や友人」となっております。

以上のDV防止基本計画の成果と課題の検証を行い、意識調査の結果を踏まえ市民のニーズを分析し、第2次DV防止実施計画に反映してまいります。

続きまして、16ページ、4章 第2次市川市DV防止実施計画の考え方です。実効性のある計画とするため、できる限り適切な数値目標や期間を設定し、進行管理を行います。しかしながら、DV防止実施計画においては、目標設定が適さない事業があることから、そのような事業については、実績値の報告を行うこととさせていただきたいと思えます。また、5次実施計画と同様に市民の視点での評価が必要との判断から、基本目標ごとに成果指標、アウトカム指標を設定しました。

次に重点事業の考え方です。本市のDVに関する相談件数の増加に伴い緊急性の高いケースや重篤なケースも増えていることから、相談体制と被害者支援のさらなる充実が必要です。このことから、25ページの9. 支援計画書作成に

よる情報の共有化を重点事業とし、個々のケースに合わせたきめ細やかな支援計画書の作成とともに情報を共有し、支援体制の強化に取り組みます。

一方、配偶者暴力相談支援センターを知らない方が73.5%いるなど相談窓口の認知度が低いなど、DV窓口の周知やDV理解への啓発を行う必要があることから、20 ページ、1. 相談窓口の広報活動の充実を重点事業とし、周知を行ってまいります。

また、各関係機関との連携は、被害者支援には不可欠であることから、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の4つの暴力対策ネットワーク会議を一本化した「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を設置しました。37 ページ、30. 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の実施を重点事業とし、各関係機関との連携、協力、情報交換強化し、暴力対策の取り組みの実効性を一層高めるものです。

次に17 ページ、5章 第2次市川市DV防止実施計画における計画事業について、計画事業の選定にあたっては、事業を整理するとともに、重点には新たな事業を加え、実効性のある事業としました。1次計画の32事業のうち廃止をした事業は7事業、第2次実施計画に移行しているのは25事業になります。新たに7事業を掲載してございますので、第2次実施計画の掲載事業は32事業となります。このすべての事業を進行管理事業とさせていただきたいと考えております。

評価につきましては、第5次実施計画と同様に4段階評価としております。

それでは、基本目標ごとに成果指標及び新規事業等の説明をさせていただきます。18 ページ、基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくりの成果指標は「DVを認識している人の割合」といたしました。

20 ページをお願いします。3. DV根絶強化月間の実施を新規事業として掲載しております。DV根絶強化月間の11月は特にDVに関するチラシ、カードの配布等により、啓発に努める活動を実施します。

続きまして、23 ページ、8. 通報への的確な対応を新規事業として載せております。職員や相談員は、一般から又は医療機関からの通報に対して、適切な対応が常にできるよう体制を整え、通報に備えます。なお、ここでは目標値は設定せず、医療機関や市民からの通報件数については、実績として報告をさせていただきます。この計画の基本理念としておりますように、DVの根絶を最終目標としておりますので、通報や支援の件数に目標値を設定することが、事業の成果につながることはないとの判断から、実績のみ報告をさせていただく事業をこの計画の中で16事業掲載しております。

次に、24 ページ、基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実の成果指標は「配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合」としてあります。

次ページ、25 ページの9. 支援計画書作成による情報の共有化を新規事業として載せております。この事業は重点事業として先ほど説明させていただいております。

続いて、27 ページ、16. 被害者の個人情報の適切な管理を新規事業として、掲載しております。DV被害者の個人情報については、厳重に管理をする必要があることから、適切な管理に努めます。なお、この事業についてはすべての被

害者についての適切な管理を行うことから、目標、報告の設定はしておりません。

続きまして、31 ページ、基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実の成果指標は「この基本目標の施策が進んでいると思っている市民の割合」といたしました。24 年度の現状値は 13.1%となっております。

35 ページをお願いします。29. 保育園や幼稚園に従事する職員に対する啓発を新規事業として掲載しております。これは、DV 家庭で育った子どものケアの重要性などを就学前教育に従事する職員を対象に行うものです。

次に、36 ページ、基本目標Ⅳ DV 根絶の推進体制の成果指標は「市川市 DV 防止基本計画を知っている人の割合」にいたしました。24 年度の現状値は、20.4%となっております。次ページ、37 ページ 30. 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の実施については先程重点事業として、説明させていただきました。下段、31. DV 防止ネットワーク実務者会議の実施を新規事業として載せております。これは、39 ページをご覧くださいと思います。家庭等における暴力対策ネットワーク会議を図式化したものです。一番上が事業No.31 の代表者会議、その下が 32 の実務者会議で、DV 被害者の支援のため、個別ケースの相互連携のための定例的な情報の共有や代表者会議への報告などを行います。また、38 ページに掲載しております 32. DV 防止ネットワーク個別検討会議は、図の一番下に位置し、個別ケースの支援方針の確立のために関係部署、機関が集まり、検討をするものです。

最後のページ、40 ページには市川市配偶者暴力相談支援センターと関係機関等との連携図を掲載しております。説明は以上でございます。

(小保方会長) 事務局からの説明が終わりました。何かご意見はございますか。

大迫委員、お願いします。

(大迫委員) e モニターの結果をまとめて載せる際に、e モニター制度の有効回答数とか、回答集団がどういった集団か分かるようにしていただきたいのと、21 ページの事業No.5 「若者を対象としたデートDV 予防啓発事業の実施」、ここでも何校中の何校か分かりませんが、目標の引き上げを検討いただきたいと思いません。

(小保方会長) 大迫委員のご意見に対し、事務局から説明をお願いします。

(事務局) e モニター制度のサンプルは記載をさせていただきたいと思えます。また、事業No.5 につきましては、目標数値の引き上げについて検討させていただきたいと思えます。

(小保方会長) それでは、阿部委員、お願いします。

(阿部委員) 相談窓口の周知がまだ十分でないということを伺いましたが、20 ページ、広報活動の充実というところで、チラシ・カードを市の窓口配布するとありますが、私自身、市の窓口以外のところでDV カードや相談所の案内を見たことがありません。もし周知度を高めるとしたら、市以外の民間の施設ですとか、児童虐待している家庭がありそうだったら病院ですとか、女性だけが行きそうな場所にも広報できそうなチラシを配布したりとかそういうことはいかがかなという印象を持ちました。

もう一つは、予防に関することですが、21 ページのところ、4 番、5

番の事業がありまして、特に4番の事業に関してですが、人権擁護委員の方の人権教室というのが、1年間に1学年しかないのです。それも、どのような話をしたかと子どもに聞くと、あまり印象もないし、家庭で話すようなほどの課題もないし、6年間でたった1度だけの教室だけで、十分人権ということに関して考えていく教育になっているのかと絶えず疑問に思っておりましたので、現状は32校で全校には達しておりませんので、できれば全校、しかも6年間に1度という教室ではなくて、もう少し頻度を高めた方が予防に関してもう少し事業が拡大するのではないかと思います。

(小保方委員) 阿部委員のご意見に対しまして、事務局からご説明をお願いします。

(事務局) 広報活動の充実につきましては、市以外にも、例えば、婦人科系の病院などにも配布することを考えております。

また、人権擁護委員の人権教室につきましては、市内の実施校が年々増えておりまして、これについても、1学年だけ行っている学校もありますけれども、2学年、3学年と行っている学校もありますことから、学校の方に働きかけて多くの学年に人権教室を実施していただけるよう、人権擁護委員の方々ともご相談しながら進めたいと思っております。

(小保方委員) その他ご意見はございますか。中村委員、お願いいたします。

(中村委員) 人権教室だけではなく中学生を対象とした人権講演会なのですが、現場の意見としましては、学校の思いとお話しの内容がずれる場合がございますので、事前の打合せを実施していただきたいというのが一つと、広報に関しましては、学校では直接DVを発見あるいは耳にするのはカウンセラー、あるいは、養護教諭から色々と情報が入ることが多いので、その辺への広報の周知をしていただきたいと思っております。

(事務局) 参考とさせていただきます。ありがとうございます。

(小保方会長) その他に、ご意見はございますか。竹中委員、お願いします。

(竹中委員) DVという言葉はもう周知徹底されているような感じで、第2次実施計画案だとDVとだけ表示されてありますが、こちらの基本計画では、ドメスティックバイオレンスという表現とか、内容も、経済的暴力はこういうことだと書かれています。e モニターのところでも、認知度についても以前に比べてもそんなに伸びていないということであれば、先程、宮腰委員からもありましたように、広報しているけれど認知度はこれくらいですという結果を伝えるのもいいのではないかと思います。

また、どうしても、実際に問題が起きている方への救済が優先だと思えます。特に、身体的暴力で命の危険を感じているという方への救済が第一だと思えますが、やはり、併せてそれがなぜ発生しているのかということがこの資料からだけでは全く読み取れないので、これは市民に向けた実施計画に載せるべきものかというのはプライバシーの問題もあるので難しい気がしますが、その辺の分析については、この審議会には出していただければありがたいです。また、これを受けての対策というものが、中学校への人権教育ということだけでは足りないと思えます。基本的に、夫から妻への暴力が多いということを前提で話をすると、やっている本人たちはそういう気がないのかもしれないし、男性側への周知はどうするのかということは、予防という観点からするとかなり緊

急性が高いのではないかと思います。

(小保方会長) 竹中委員からのご意見でしたが、事務局、いかがですか。

(事務局) 参考とさせていただいて、この計画の中に含まれるのか検討させていただきたいと思います。

(小保方会長) 他にご意見はございますか。

(小川委員) ここで議論するというのも、意見を計画に反映するというのもいいのですが、文章で意見を委員から募るということは考えられますか。発言されていない方もけっこういらっしゃると思いますので、私はこう思うというような文章は受け付けられますか。

(小保方会長) どうでしょうか。事務局からお願いいたします。

(事務局) 会長のご判断でお願いしたいと思います。

(小保方会長) それでは、色々ご意見をおっしゃりたい方もいらっしゃると思いますので、ご意見がある方は出していただくということにさせていただければと思います。

(事務局) 事務局の方に、郵送でもメールでもけっこうですので、お送りいただければと思います。

(小保方会長) それでは、委員の方は個別にお送りいただき、事務局でまとめていただきまして、次回の審議会の時にでもこういう意見がありましたということも一つの案かと思っておりますので、よろしく願います。

(竹中委員) 期限を切った方がいいのではないですか。

(事務局) それでは、ご意見のある方は今月中にお送りいただければありがたいと思います。

(小保方会長) では、今日は時間が足りませんでしたので、ご意見がある方は今月中にお送りいただければと思います。

それでは、第2次市川市DV防止実施計画(案)についての質問はこれでよろしいでしょうか。

—委員了承—

(小保方会長) 本日意見があったところ、また、皆様から郵送での意見があった部分につきましては、修正・調整し、次回の審議会において再度審議するというところでよろしいでしょうか。

—委員了承—

(小保方会長) まずは、本日のご意見につきましては、後日、発言の記録をメール、FAXなどで事務局からお送りしますので、ご確認ください。

ご確認いただきました後の会議録等につきましては、ホームページ等で公表していく予定ですので、ご了承ください。

—委員了承—

(小保方会長) それでは、その他、委員の方々から何かございますか。

では、事務局から何かございますか。

(事務局) 事務局から連絡がございます。先程、ご意見がありましたが、7月いっぱいにご意見がある方は事務局へお願いいたします。

また、次回の審議会は10月を予定しております。日程につきましては、具体的に決まりましたら速やかに連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

(小保方委員) それでは、これもちまして、平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成25年8月14日

市川市男女共同参画推進審議会会長

署名 小保方稔子